

# 宇都宮短期大学人間福祉学科履修細則

## (目的)

第1条 本細則は、学則第2章（履修方法、単位算定、課程修了の認定及び学習の評価）の第11条第5項の規定に基づき、履修方法等の取り扱いについて定めることを目的とする。

## (履修方法)

第2条 学生は当該年度始めに、履修する科目の届を所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 届け出をした科目以外の科目、同一時間に2科目以上の聴講及びすでに合格した科目を履修することはできない。
- 3 下級年次に配当された科目は、単位を取得していない科目に限って、自由に履修することができる。
- 4 一年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を49単位とする。ただし、社会福祉士もしくは介護福祉士資格取得のための指定科目を履修する者は、この上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

## (単位の算定)

第3条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて次の基準により単位を算定する。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 各授業科目の時間数（単位数）及び授業形態は、別表1のとおりとする。

## (単位の授与)

第4条 試験に合格した場合は、当該科目の単位を修得したものと認める。

## (受験資格)

第5条 次に該当する場合は、試験の受験資格は与えられない。

- 一 「履修届」を提出していない科目。
- 二 やむを得ない事情（傷病、災害等）で試験を受けることができない場合の「欠席届」及び「公欠届」（医師の診断書等の証明書付）が未提出の者。
- 三 授業料を所定の日までに納入していない者。ただし、「延納願」提出者は除く。

## (成績の評価)

第6条 成績表示は5段階とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

表 示	S	A	B	C	D
評 点	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点以下

(追・再試験)

第7条 第5条に該当しない者に限り、追試験願によって追試験を行う。また、不合格となった科目については再試験を行うこともある。

2 追・再試験を受験する者は、「追・再試験願」に所定の受験料を添えて事務局まで提出する(ただし、公欠による追試験願の場合には受験料は必要ない)。

(卒業単位)

第8条 卒業単位として2年間(在学可能年数は4年間)で、合計62単位以上を修得しなければならない。

- 一 社会福祉専攻は、基礎教育科目より8単位以上を必修とする。  
介護福祉専攻は、基礎教育科目より8単位以上を必修とする。
- 二 社会福祉専攻は、専門教育科目の「福祉の基礎を理解するための専門教育科目(必修)」より16単位を必修とする。  
介護福祉専攻は、専門教育科目の「福祉の基礎を理解するための専門教育科目(必修)」より10単位を必修とする。
- 三 社会福祉専攻は、専門教育科目の「福祉の基礎を理解するための専門教育科目(選択)」及び「福祉を豊かに実践するための専門教育科目」の中から38単位以上を必修とする。  
介護福祉専攻は、専門教育科目の「福祉の基礎を理解するための専門教育科目(選択)」及び「福祉を豊かに実践するための専門教育科目」より44単位以上を必修とする。

(授業関連)

第9条 社会福祉主事任用資格、社会福祉士国家試験受験資格(実務経験2年を除く)又は、介護福祉士国家試験受験資格を取得する場合は、別に定める科目を履修しなければならない。

2 社会福祉専攻及び介護福祉専攻で別に定める履修制限科目は、当該専攻に所属する学生以外(聴講生・科目等履修生も含む)は、科目履修を認めない。

(その他)

第10条 本細則に定めのないものについては、本学学則を準用する。

## 附則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

- 平成15年4月1日 一部改正
- 平成16年4月1日 一部改正
- 平成19年4月1日 一部改正
- 平成21年4月1日 一部改正
- 平成22年4月1日 一部改正

平成 23 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 26 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 31 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

社会福祉専攻

区分	科目名	講義区分	時間数	単位数	配当年次		卒業要件	社会福祉士モデル	医療事務モデル			
					学年	学期						
基礎教育科目	人間と生活を理解するための基礎教育科目 科目基幹	全人教育講座	講義	16	1	前	必修	③育2 ②科年 以外間 の以で のよ6 専2 門1 教6 育単 科位 目以 より上 38修 単得 位す 以上る を必 修と する	指定 指定 指定 指定 指定 指定 指定 指定 指定 指定 指定 指定 指定 指定	卒業要件を満たしたうえで 指定科目を履修すること。	卒業要件を満たしたうえで 指定科目を履修すること。	
		キャリアデザイン	講義	16	1	前	必修					
	教養基礎科目	心理学と心理的支援	講義	30	2	1	後					
		社会学と社会システム	講義	30	2	2	後					
		法学	講義	30	2	2	前					
		経済学	講義	30	2	2	前					
		歴史学	講義	30	2	1	後					
		生活科学	講義	30	2	1	前					
		生活技術	演習	30	1	1	後					
		英語 I	演習	30	1	1	前					
	教養演習	英語 II	演習	30	1	1	後					
		情報処理 I	演習	30	1	1	前					
		情報処理 II	演習	30	1	1	後					
		小計			19							
福祉の基礎を理解するための専門教育科目(必修)	社会保障 I	講義	30	2	2	前	必修	指定				
	社会保障 II	講義	30	2	2	後	必修	指定				
	高齢者福祉	講義	30	2	1	後	必修	指定				
	医学概論	講義	30	2	1	前	必修	指定	指定			
	社会福祉の原理と政策	講義	60	4	1	通	必修	指定				
	障害者福祉	講義	30	2	1	後	必修	指定				
	保健医療と福祉	講義	30	2	2	前	必修	指定				
	小計			16								
福祉の基礎を理解するための専門教育科目(選択)	包括支援	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	30	2	1	前		指定			
		ソーシャルワーク演習	演習	30	1	1	前		指定			
		地域福祉と包括的支援体制 I	講義	30	2	2	前		指定			
		地域福祉と包括的支援体制 II	講義	30	2	2	後		指定			
		福祉サービスの組織と経営	講義	30	2	2	前		指定			
		貧困に対する支援	講義	30	2	2	前		指定			
		刑事司法と福祉	講義	30	2	2	後		指定			
		権利擁護を支える法制度	講義	30	2	2	後		指定			
		児童・家庭福祉	講義	30	2	1	後		指定			
		社会福祉調査の基礎	講義	30	2	2	後		指定			
		ソーシャルワーク	ソーシャルワークの基盤と専門職(専)	講義	30	2	1	前		指定		
	ソーシャルワークの理論と方法		講義	60	4	1	後		指定			
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)		講義	60	4	2	通		指定			
	ソーシャルワーク演習(専門) I		演習	30	1	1	前		指定			
	ソーシャルワーク演習(専門) II		演習	30	1	1	後		指定			
	ソーシャルワーク演習(専門) III		演習	30	1	2	前		指定			
	ソーシャルワーク演習(専門) IV		演習	30	1	2	後		指定			
	ソーシャルワーク実習		実習	240	5	1・2	通		指定			
	ソーシャルワーク実習指導	演習	90	3	1・2	通		指定				
	医療事務	医療事務論 I	講義	30	2	1	前			指定		
		医療事務実践演習	演習	30	1	1	後			指定		
		医療事務関連法規 I	講義	30	2	1	後			指定		
		医療事務関連法規 II	講義	30	2	1	後			指定		
		医療事務作業実践演習 I	演習	30	1	2	前			指定		
		医療事務作業実践演習 II	演習	30	1	2	前			指定		
		医療秘書	講義	30	2	1	前					
		医療事務論 II	講義	30	2	1	後			指定		
		医療事務論 III	講義	30	2	1	後			指定		
		医療事務コンピュータ処理演習	演習	30	1	2	後					
薬学一般	講義	15	1	1	後							
医療事務実習(事前事後指導含む)	実習	90	2	2	前							
医療事務特講 I	講義	30	2	1	後							
医療事務特講 II	講義	15	1	2	後							

専門教育科目 福祉を豊かに実践するための専門教育科目	レクリエーション概論	講義	20	1	1	前			
	レクリエーション演習	演習	60	2	1	通			
	福祉レクリエーション論	講義	30	2	1	後			
	福祉レクリエーション援助論	講義	30	2	2	全			
	福祉レクリエーション援助技術	演習	60	2	2	通			
	野外活動Ⅰ	演習	30	1	1	前			
	野外活動Ⅱ	演習	30	1	1	後			
	人間関係論	講義	30	2	2	後			
	学校ソーシャルワーク	講義	30	2	2	後			
	ボランティア論	講義	15	1	2	前			
	NPOコミュニティビジネス論	講義	30	2	2	前			
	美容福祉Ⅰ	講義	30	2	1	後			
	美容福祉Ⅱ	演習	30	1	2	前			
	美容福祉Ⅲ	演習	30	1	2	前			

介護福祉専攻

区分	科目名	講義区分	時間数	単位数	配当年次		卒業要件	介護福祉士モデル		
					学年	学期				
基礎教育科目	科目幹	全人教育講座	講義	16	1	1	前	必修	③2年間で62単位以上修得する①基礎教育科目より10単位必修とする②専門教育科目より8単位以上を必修とする③福祉の基礎を理解するための専門教育科目「福祉の基礎を理解するための専門教育科目」より8単位以上を必修とする④専門教育科目の「福祉の基礎を理解するための専門教育科目」を履修すること。	
		キャリアデザイン	講義	16	1	1	前	必修		
	教養基礎科目	法学	講義	30	2	1	前			
		経済学	講義	30	2	2	前			
		歴史学	講義	30	2	1	後			
		社会学	講義	30	2	2	後			
		生活科学	講義	30	2	1	前			
	教養演習科目	生活技術	演習	30	1	1	後			
		英語Ⅰ	演習	30	1	1	前			
		英語Ⅱ	演習	30	1	1	後			
		情報処理Ⅰ	演習	30	1	1	前			
		情報処理Ⅱ	演習	30	1	1	後			
		小計			17					
	福祉の基礎を理解するための専門教育科目(必修)	人間の尊厳と自立	講義	30	2	1	前	必修		指定
		人間関係とコミュニケーションⅠ	講・演	30	1	2	前	必修		指定
		生活と福祉	講義	30	2	1	後	必修		指定
		社会保障	講義	30	2	2	後	必修		指定
介護の基本Ⅰ		講・演	30	1	1	前	必修	指定		
介護の基本Ⅱ		講・演	30	1	1	後	必修	指定		
生活支援技術Ⅰ		演習	30	1	1	前	必修	指定		
	小計			10						
専門教育科目	と人間社会	人間関係とコミュニケーションⅡ	講義	30	2	2	前		指定	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	講義	30	2	2	前			
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	講義	30	2	2	後			
	介護	介護の基本Ⅲ	講・演	30	1	2	前		指定	
		介護の基本Ⅳ	講・演	30	1	2	前		指定	
		介護の基本Ⅴ	講・演	30	1	2	後		指定	
		介護の基本Ⅵ	講・演	30	1	2	後		指定	
		コミュニケーション技術Ⅰ	演習	30	1	1	前		指定	
		コミュニケーション技術Ⅱ	演習	30	1	1	後		指定	
		生活支援技術Ⅱ	演習	30	1	1	前		指定	
		生活支援技術Ⅲ	演習	30	1	1	前		指定	
		生活支援技術Ⅳ	演習	30	1	1	後		指定	
		生活支援技術Ⅴ	演習	30	1	1	後		指定	
		生活支援技術Ⅵ	演習	30	1	2	前		指定	
		生活支援技術Ⅶ	演習	30	1	2	後		指定	
		生活支援技術Ⅷ	演習	30	1	2	後		指定	
	リハビリテーション	演習	30	1	1	後		指定		
	栄養調理	演習	30	1	2	前		指定		
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	講・演	30	1	1	前		指定	
		こころとからだのしくみⅡ	講・演	30	1	1	前		指定	
		こころとからだのしくみⅢ	講・演	30	1	1	後		指定	
		こころとからだのしくみⅣ	講・演	30	1	1	後		指定	
		発達と老化の理解Ⅰ	講義	30	2	1	前		指定	
		発達と老化の理解Ⅱ	講義	30	2	1	後		指定	
		認知症の理解Ⅰ	講・演	30	1	2	前		指定	
		認知症の理解Ⅱ	講・演	30	1	2	後		指定	
	ケア	障害の理解Ⅰ	講・演	30	1	2	前		指定	
		障害の理解Ⅱ	講・演	30	1	2	後		指定	
		医療的ケアⅠ	講・演	30	1	1	前		指定	
	医療的	医療的ケアⅡ	講・演	30	1	1	後		指定	
		医療的ケアⅢ	演習	30	1	2	前		指定	
		小計			36					
	介護	介護過程Ⅰ	演習	60	2	1	通		指定	
		介護過程Ⅱ	演習	60	2	2	通		指定	
		介護過程Ⅲ	演習	30	1	2	後		指定	
		介護総合演習Ⅰ	演習	60	2	1	通		指定	
介護総合演習Ⅱ		演習	60	2	2	通		指定		
介護実習Ⅰ		実習	135	3	1	後		指定		
介護実習Ⅱ		実習	315	7	2	通年		指定		
	小計			19						

専門教育科目	福祉を豊かに実践するための専門教育科目	介護福祉特別演習Ⅰ	演習	30	1	2	前		指定
		介護福祉特別演習Ⅱ	演習	30	1	2	後		指定
		レクリエーション概論	講義	20	1	1	前		
		レクリエーション演習	演習	60	2	1	通		
		福祉レクリエーション論	講義	30	2	1	後		
		福祉レクリエーション援助論	講義	30	2	2	前		
		福祉レクリエーション援助技術	演習	60	2	2	通		
		野外活動Ⅰ	演習	30	1	1	前		
		野外活動Ⅱ	演習	30	1	1	後		
		美容福祉Ⅰ	講義	30	2	1	後		
		美容福祉Ⅱ	演習	30	1	2	前		
		美容福祉Ⅲ	演習	30	1	2	前		
		社会福祉調査の基礎	講義	30	2	2	後		
		ボランティア論	講義	15	1	2	前		
				小計		20			

# 宇都宮短期大学人間福祉学科試験細則

## (目的)

第1条 この細則は、宇都宮短期大学学則と人間福祉学科履修細則に従い、試験について必要な事項を定めたものである。

## (試験の意義と方法)

第2条 試験は、授業科目の単位認定にあたって必ず行わなければならない。

2 試験とは、履修した科目についての到達度を判定するための方法であり、筆記、論文、レポート、実技等によって行う。

## (試験の種類)

第3条 試験には、定期試験・追試験・再試験・平常の授業時間中の試験がある。

- 一 定期試験とは、学事暦で定められた日程で行う試験で、中間試験・第1期終了試験・学年末試験に分ける。中間試験・第1期終了試験・学年末試験は、学事暦の定めるところに従う。
- 二 追試験とは、病気、交通機関の障害等やむを得ない理由のため、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験である。
- 三 再試験とは、定期試験または追試験において不合格になった者のうち、授業科目担当教員が許可した者に対して行う試験である。ただし、再試験は同一科目につき2回までとする。
- 四 平常の授業時間中にする試験とは、学期の途中において授業科目担当教員が随時行う試験である。

## (定期試験の方法)

第4条 定期試験の実施については、次の号による。

- 一 定期試験実施科目、その方法、日時及び教室は試験開始日より2週間前に発表する。
- 二 試験監督には、当該授業科目担当教員が、その教員に支障がある時は他の専任教員があたり、監督補助の必要がある時は専任教員と事務職員があたる。
- 三 試験を受ける者は、監督及び監督補助の指示に従わなければならない。
- 四 試験時間は、原則として60分とする。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。
- 五 試験開始後20分を超えて遅刻した者は、その試験を受けることができない。
- 六 写真を貼付した当該年度の学生証を所持しない者は、その試験を受けることができない。ただし、所定の手続きを終えて仮学生証を交付された者はこの限りではない。
- 七 試験開始30分を経過しなければ退場できない。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。
- 八 問題・解答用紙は必ず提出する。持ち帰った場合は不正行為とみなす。ただし、試験監督の指示ある場合は、この限りではない。



- 九 持ち込みを許可されているもの以外の物を持ち込んだ場合は、不正行為とみなす。
- 十 会場で携帯電話等の使用は認めない。

(追試験の方法)

第5条 追試験の実施については、次の号による。

- 一 追試験の受験を希望する者は理由書を添えて、所定の願書を指定された期間内に事務局に提出しなければならない。
- 二 前号の理由書とは、定期試験を受験できなかった理由が病気の場合は診断書、交通機関の事故の場合は関係当局の事故証明書等、やむを得ない事情を公に証明する書類である。
- 三 追試験のその他の実施方法は前条に準ずる。

(再試験の方法)

第6条 再試験の実施については、次の各号による。

- 一 再試験の受験を許可された者は、所定の受験料を納入後、受験申込書を期間内に事務局に提出しなければならない。
- 二 再試験のその他の実施方法は、第4条に準ずる。

(不正行為への処置)

第7条 各試験における不正行為の処置は、別に定める不正受験の処罰による規定による。

(追試験・再試験の成績評価)

第8条 追試験の成績評価は得点の8割とする。再試験の成績評価はC(60点)及びD(60点未満)のみとする。ただし、公欠届による追試験の評価はこの限りではない。

(緊急時の対応)

第9条 本細則に定める試験の実施において、天変地異やその他の緊急事態が発生したときの同試験の取り扱いについては別に定める。

## 附則

本細則は平成14年4月1日より施行する。

平成15年4月1日 一部改正。

平成19年4月1日 一部改正。